

## 平成27年度工事監査の結果（12月～3月実施）

### 1 監査の種類

#### (1) 監査の名称

地方自治法第199条第5項の規定に基づき実施する工事に関する監査（以下「工事監査」という。）

#### (2) 工事監査の概説

工事監査は、監査委員が必要に応じ、地方公共団体の長等によって行われた工事が適法かつ合理的、能率的に行われていたか、また、経済的に妥当なものであったかについて、財務、技術の両面を通して監査し、指摘する具体的な事実があれば、それはいかなる原因により生じたかを明らかにするために実施する監査である。

### 2 監査の目的

本市における公共施設整備工事において、技術士資格を有する専門家の判断を参考として、工事の計画、設計、積算、契約、施工等の妥当性、経済性及び安全性について監査することにより、本市における建設事業の進展に寄与しようとするものである。

### 3 監査の対象

#### (1) 対象事業

平成27年度城山配水場遠方監視制御装置等更新工事

#### (2) 対象部課等

水道局水道施設課

水道局水道業務課

財務部契約課

#### (3) 監査対象事項

技術面及び事務執行面

### 4 監査の実施方法

#### (1) 実施期間

平成27年12月1日から平成28年3月28日まで

#### (2) 実施場所

監査事務局、水道局庁舎2階会議室

## 対象工事現場

### (3) 実施方法

#### ア 実施手順

平成27年度城山配水場遠方監視制御装置等更新工事に関する監査について、その着眼点を計画、設計、積算、契約及び施工の5項目とした。

事務執行面については、主に当職が事前調査を行い、技術面については、協同組合 総合技術士連合に委託し、同組合から技術士資格を有する後藤和弘氏（以下「技術士」という。）が派遣され、当職の立会いのもと、平成28年1月18日に事前調査を実施した。その後、技術士から提出された秦野市工事監査技術調査結果報告書（以下「報告書」という。）を参考として、総括的な監査を行った。

#### イ 監査の着眼点

- ① 工事の計画は妥当か等
- ② 事業目的に適合した設計となっているか等
- ③ 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか等
- ④ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか等
- ⑤ 工事施工計画は適切か等

## 5 工事の概要

- |          |                                   |    |
|----------|-----------------------------------|----|
| (1) 工事場所 | 秦野市下大槻地内                          |    |
| (2) 工事内容 | 遠方監視制御装置等の更新                      |    |
|          | 遠方監視盤（子局）                         | 1面 |
|          | 計装制御監視盤                           | 1面 |
|          | 補助継電器盤                            | 1面 |
|          | 送水ポンプコントロールセンタ                    | 1面 |
|          | 八幡山配水場既設コントロール盤及び<br>データロガー装置機能増設 | 1式 |

### (3) 契約内容

- |        |                          |
|--------|--------------------------|
| ア 契約件名 | 平成27年度城山配水場遠方監視制御装置等更新工事 |
| イ 契約日  | 平成27年6月23日               |
| ウ 契約工期 | 平成27年6月23日から平成28年2月29日まで |
| エ 契約金額 | 96,120,000円              |
| オ 請負業者 | 株式会社 明電舎横浜支店             |

## 6 監査の結果

技術士から提出された報告書により、次のとおり報告を受けた。

### (1) 総括所見

工事関係書類及び具体的な説明、施工計画・調査・設計・仕様・積算・契約・施工管理・監督・検査等の各段階における技術的事項について調査を行い、関係者に質疑して回答をもとめ、検分・吟味を行った。関係書類・図面関係・工事中的写真等は、内容別にファイルにまとめられており、良く保管されていた。

関係者の協力を得て内容把握に努め精査した結果、工事は適切に計画・設計どおり行われていた。午後から現地での施工状況を詳細に調査した結果も、適切かつ妥当であり、特に問題となる点は見当らなかった。品質・コスト・安全についても一定の水準に達していると評価する。

このことから、工事監査の着眼点とした計画、設計、積算、契約及び施工は、総じて良好であると判断する。また、当職らが行った事務執行面の事前調査についても、適正であると認められたことから、本件工事は、良好な執行状況であると判断する。

## 7 むすび

今回の技術調査における技術士の講評等を参考に、今後も引き続き、公共工事の適正な執行に努めるとともに、より一層、経済性や効率性を追求し、市民生活の利便向上に貢献されたい。